

## 松伏町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、法及び省令の例による。

(実施する総合事業)

第3条 町長が実施する総合事業は、次のとおりとする。

(1) 第1号事業のうちアからウまでに掲げる事業の区分に応じ、当該アからウまでに定めるサービス

ア 第1号訪問事業 次に掲げるサービス

(ア) 旧介護予防訪問介護に相当するサービス（以下「訪問介護相当サービス」という。）

(イ) 主に雇用されている労働者により提供される旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス（以下「訪問型サービスA」という。）

イ 第1号通所事業 次に掲げるサービス

(ア) 旧介護予防通所介護に相当するサービス（以下「通所介護相当サービス」という。）

(イ) 主に雇用されている労働者により又は労働者とともにボランティアが補助的に加わった形により提供される旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス（以下「通所型サービスA」という。）

ウ 第1号介護予防支援事業 介護予防支援と同様のサービス（以下「介護予防ケアマネジメントA」という。）

(2) 法第115条の45第1項第2号に規定する事業（以下「第2号事業」と

いう。)

(第1号事業の利用手続)

第4条 第1号事業の利用を希望する居宅要支援被保険者等は、松伏町介護保険条例施行規則(平成12年松伏町規則第12号)様式第13号の2による届出を町長にしなければならない。

- 2 前項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わり、介護予防ケアマネジメントAを行うものもすることができる。
- 3 町長は、第1項の届出があったときは、居宅要支援被保険者等に対し、当該居宅要支援被保険者等の介護予防ケアマネジメントAを実施する事業所等を被保険者証に記載し、これを送付するものとする。

(第1号事業に要する費用の額等)

第5条 第1号事業に要する費用の額は、別表に掲げる区分及びサービスの種類ごとに定める単位数に1単位の単価を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- 2 町長は、法第115条の45の3第1項の規定により、居宅要支援被保険者等に対して前項に定める費用の額の100分の90に相当する額の第1号事業支給費を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

(1) 第1号被保険者であって法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等(次号に規定する居宅要支援被保険者等を除く。)である場合 前項に定める費用の額の100分の80に相当する額

(2) 第1号被保険者であって法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合 前項に定める費用の額の100分の70に相当する額

- 3 前項の規定に関わらず、第1号事業支給費(第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る第1号事業支給費に限る。)の額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じて、当該各号に掲げる金額を限度とする。

(1) 居宅要支援被保険者 法第55条の規定により算定した額

(2) 前号に掲げる者以外の者 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数により算定した額

（第2号事業に係る利用料）

第6条 第2号事業の利用に係る利用料は、実施する第2号事業ごとに別に定める。

（高額介護予防サービス費相当費用の支給）

第7条 町長は、居宅要支援被保険者等に対し、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費に相当する費用（以下「高額介護予防サービス費等相当費用」という。）を支給するものとする。

2 前項に規定する高額介護予防サービス費等相当費用の支給要件、支給額その他支給に関して必要な事項は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2及び第29条の3の規定を準用する。

（指定事業者の指定基準）

第8条 指定事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に従い事業を行わなければならない。

(1) 訪問介護相当サービス 旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準及び介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第71号）の例による基準（この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。）

(2) 通所介護相当サービス 旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防通所介護に係る基準及び介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例による基準（この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第106条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。）

(3) 訪問型サービスA及び通所型サービスA 町長が別に定める基準

（指定事業者の指定）

第9条 町長は、法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の申

請があった場合は、同条第2項の規定に基づき指定の適否を審査し、指定をすることを決定したときは当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

2 指定事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

3 指定事業者の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(指定の拒否)

第10条 前条第1項に規定する指定事業者の指定については、当該事業者を指定することにより、松伏町介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過するときその他の町における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に関し支障が生じるときは、これを行わないことができる。

(指定の更新)

第11条 町長は、法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請があった場合は、法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第2項の規定に基づき指定の更新の適否を審査し、更新をすることを決定したときは、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(変更の届出等)

第12条 省令第140条の62の3第2項第4号に規定する変更の届出は、その変更があった日から10日以内に行わなければならない。

2 省令第140条の62の3第2項第5号に規定する事業の再開の届出は、その再開した日から10日以内に行わなければならない。

(指定の取消し等)

第13条 町長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、当該指定事業者にその旨を通知するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 指定事業者の指定に関し必要な手続きその他の行為は、この告示の施行日前においても行うことができる。

別表（第5条関係）

| 区分          | サービスの種類    | 単位数  | 1単位の単価   |
|-------------|------------|--|--|
| 第1号<br>訪問事業 | 訪問介護相当サービス | 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「単価基準告示」という。）別表第1項に定める単位数（1月につき）  | 10円に、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）に定める町の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額 |
|             | 訪問型サービスA   | 提供時間が10分未満 48単位<br>提供時間が10分以上20分未満 96単位<br>提供時間が20分以上45分未満 144単位<br>提供時間が45分以上60分未満 192単位<br>（1回につき）<br>※ 1月の単位数の累計が500単位を超える場合は、500単位とする。<br>初回加算 200単位 |  |
| 第1号<br>通所事業 | 通所介護相当サービス | 単価基準告示別表第2項に定める単位数（1月につき）  | 10円に、単価告示に定める町の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額  |
|             | 通所型サービス    | 提供時間が120分以上180分以内  |  |

|                           |                        |   |  |
|---------------------------|------------------------|---|--|
|                           | ビス A                   | 292 単位<br>(1 回につき)<br>※ 1 月の提供回数が 5 回を超える<br>場合は、1, 664 単位とする。<br>送迎加算 24 単位<br>(片道につき) |  |
| 第 1 号<br>介護予<br>防支援<br>事業 | 介護予防ケ<br>アマネジメ<br>ント A | 単価基準告示別表第 3 項に定める単位<br>数<br>(1 月につき)  | 10 円に、単価告示に定<br>める町の地域区分におけ<br>る介護予防支援の割合を<br>乗じて得た額 |